

愛媛労発雇均 0225 第1号

平成 31 年 2 月 25 日

各団体の長 殿

愛 媛 労 働 局 長



ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、平成 12 年以降、5 割を下回っていましたが、平成 29 年 51.1%と 18 年ぶりに 5 割を超えたところです。しかしながら、依然として政府目標である 70%には、大きな乖離があります。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）において、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされています。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇取得促進期間（10月）に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えその環境整備を進めており、今年度の夏季及び年末年始の取組に続き、ゴールデンウィークにおける社会的な機運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等を行うこととしております。

つきましては貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、別途お送りするポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、広報誌やホームページなどにより周知していただきますようお願い申し上げます。

また、働き方改革関連法に関する資料も送付しますので、こちらにつきましても併せて周知方よろしくようお願い申し上げます。